

Q 遺言書には、どのような種類があるのでしょうか？

A 自筆証書遺言、秘密証書遺言、公正証書遺言の3種類があります。

Q 自筆証書遺言を作成するにあたっての注意点を教えてください。

A 自筆証書遺言として有効であるためには、遺言者が遺言の全文、日付、氏名を全て自書すること、遺言者が遺言書に押印することが必要です。

自筆することが必要ですので、他人に書いてもらった場合も、タイプライターやパソコンで打った場合も、無効です。

Q 弁護士に依頼して文章を作成してもらうこともできないのですか？

A 秘密証書遺言とするなら可能です。また、公正証書遺言は公証人に文書を作成してもらうのですが、公証人に依頼する前提として、弁護士に原稿を依頼することは可能です。実際、私が遺言書の依頼を受けた場合ご依頼者の要望を最大限に生かすことのできる遺言書を考案し、公証人と折衝の上、遺言書を完成させることも多くあります。しかし、自筆証書遺言として作成したい場合には、遺言書の内容についてアドバイスを受け、または、自分の要望に最適な遺言書の文案の作成を依頼することは可能ですが、あくまで自筆が要求されますので、作成そのものを弁護士に依頼することはできません。

コラム Q & A

遺産分割 3

Q 自筆証書のメリット・デメリットを教えてください。

A メリットとしては、①いつでもどこでも自分一人で作成することができる②遺言の存在・内容を秘密にしておくことができる③費用がかからない、といった点でしょう。デメリットは、①公証人等の関与なく作成できるので、誰かに騙されたり(詐欺)、強迫されたりして、不本意に作成させられる可能性がある(相続開始後＝自分の死亡後は、詐欺・強迫の事実は誰も知らない可能性があり、詐欺・強迫により作成された遺言書でも有効に取り扱われてしまう)、②公正証書遺言のように公証役場で保管してもらえないので、紛失したり、知らないうちに誰かに偽造されたり、内容を改ざんされたり(変造)、遺言により不利益を受ける者に隠匿されたりする可能性がある、③自筆証書遺言の内容を実現するためには、家庭裁判所の検認と呼ばれる手続を経る必要がある、といった点でしょう。

Q そうすると、自筆証書遺言には、デメリットの方が大きいように思えますね？

A そうですね、そのあたりを考慮して、私が相談を受けた場合には、公証人に手数料を支払っても、公正証書遺言にすることをお勧めしています。ただ、弁護士に相談して自筆証書遺言を作成し、遺言書の中で弁護士を遺言執行者に指定しておき、封をして、弁護士に保管を依頼すると言うのも、手数料を節約する一つの方法かもしれません。その場合には、弁護士に遺言書を預けていることを、相続人(一部でも可)に伝えておいた方がよいでしょう。相続が開始したことを弁護士が知らないと、遺言の内容が実現されないおそれがあります。